

令和5年度

茨木市立天王中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
<いじめ防止対策推進法より>

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしくからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」）

学校教育目標

いのちを輝かせ、主体的に行動できる生徒の育成

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としていなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

Ⅱ いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 組織「いじめ防止対策委員会（仮称）」の設置

<構成員> チーフ 校長

教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案への対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

<開催>

- ・ 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時や緊急を要する事案がある場合は、その都度開催する。

(2) いじめ防止のための取り組み

① 学校におけるいじめの防止

生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校のすべての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動の充実を図る。

ア 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組み推進

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ 障害のある生徒、外国につながる生徒、性的マイノリティの生徒、震災等で避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒をはじめすべての生徒にとって安心・安全な学校づくりの推進

エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）、心豊かな生徒の育成

オ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実を計り、主体的、自治的、自律（自立）的な生徒集団づくりの推進

- カ いじめ予防リーフレット(市教委作成)の活用
- キ インターネットを通じて行われるいじめに対する方策
 - ・生徒への情報モラル教育
 - ・犯罪被害

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ実態調査等
 - ・生徒対象 生活アンケート 年3回(6月、11月、2月)
 - ・教育相談週間の設定 年1回(11月)他に学期末懇談2回(7月、12月)
- イ いじめ相談体制
 - ・相談体制の整備 窓口:支援コーディネーター、養護教諭
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

③ いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対処をおこなう。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑥ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発防止の取り組みに関すること。

令和5年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修		家庭訪問	
5月				
6月				授業参観 教育相談担当者会
7月	いじめ防止対策研修	いじめアンケート	三者懇談	
8月		あいさつ運動		
9月				教育相談担当者会
10月				
11月	いじめ防止対策研修	教育相談	学校教育自己診断	
12月	1年 命の学習 2年 人権学習 3年 進路に向けて	いじめアンケート		
		三者懇談		
1月				教育相談担当者会
2月		生活アンケート		授業参観
3月	検証・総括			

いじめ不登校対策委員会(定例)